

陸上幕僚長 殿

事務次官  
(公印省略)

自衛官等及び学生等の募集のために必要な募集対象者情報の提供を市町村の長に求める場合における適切な事務の徹底について(通達)

防衛省・自衛隊においては、自衛官及び自衛官候補生(以下「自衛官等」という。)並びに防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科大学校の生徒(以下「学生等」という。)の募集のために必要な募集対象者情報(募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。以下同じ。)の提供を市町村の長(特別区の長を含む。以下同じ。)に求める場合における適切な事務の実施に努めてきたところである。

しかし、平成26年10月に一部の自衛隊地方協力本部の長から市町村の長へ宛てた依頼文書において、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の規定に基づいて求めることができない陸上自衛隊高等工科大学校の生徒の募集対象者情報に関する資料の提出を求める事案が確認された。

このため、自衛官等及び学生等に関する募集のために必要な募集対象者情報の提供を市町村の長に求める場合における適切な事務を徹底し、国民に防衛省・自衛隊に対する不信の念を抱かせ、ひいてはその威信を失墜させることのないよう、自衛隊地方協力本部その他の募集担当部局に対し、下記の事項について周知徹底を図ることとされたので、その実施に遺漏のないよう措置されたい。

## 記

### 1 募集対象者情報の入手方法と根拠法令

自衛隊地方協力本部の長は、自衛官等の募集のために必要な募集対象者情報に関する資料について、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、市町村の長に提出を求めることができる。

一方、学生等の募集のために必要な募集対象者情報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づいて資料の提出を求めることができない。しかしながら、当該募集対象者情報を適切に入手する方法として、同法第29条第1項及び第35条の規定に基づき、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」という。）を市町村の長に請求する方法をとることは可能である。

なお、自衛官等の募集のために必要な募集対象者情報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づく資料の提出の求めによるほか、上記のように住民基本台帳の一部の写しの閲覧を市町村の長に請求することにより、入手する方法をとることも可能である。

## 2 措置事項

- (1) 自衛官等の募集のために必要な募集対象者情報に関する資料の提出を市町村の長に求める場合は、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、自衛官等の募集事務に利用する旨を明確に示すこと。
- (2) 自衛官等又は学生等の募集のために必要な募集対象者情報を入手するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を市町村の長に請求する場合において、住民基本台帳法第11条第2項第2号に規定する請求事由を明らかにするに当たっては、自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づく自衛官等又は学生等の募集事務の遂行のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧であり、当該募集事務に利用する旨を明確に示すこと。
- (3) 市町村の長から募集対象者情報を入手するに当たっては、当該募集対象者情報を法令に基づき適正に管理する旨を明確に示すこと。

## 3 委任事項

この通達の実施に関する細部の事項については、人事教育局長から通知させる。